

# 大鹿村議会だより

第9号 平成27年1月15日 発行：大鹿村議会 TEL：0265-39-2001

## 新しい年を迎えて

大鹿村議会議長 熊谷英俊

新年明けましておめでとうございます。この一年が村民の皆様にとりまして幸多き年でありますよう、また一人ひとりがご健勝で、ますますご活躍される事をお祈り申し上げます。

旧年中は村議会の活動に対し深いご理解とご支援を賜り、ご指導や貴重なご意見をいただきました事に、心より感謝申し上げます。本年も皆様よりお寄せいただきましたご意見に報いることができますよう、各議員が全力で職責を全うしてまいりますので、なおいつそうのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は自然・気象の面では大鹿村内におきましては比較的穏やかな年となりましたが、リニア中央新幹線着工と言う大きな波に揺り動かされた一年でもありました。十月十七日の国土交通大臣認可を受けて、十一月に大鹿村内で開催された事業説明会では、自然・生活環境への負



議会報告会・鹿塩会場の様子

担軽減策について明らかになったのはごく一部であり、村民の皆さんから多くの不安の声が噴出しました。また十二月七日、八日に開催された村議会報告会におきましても、この件につきまして貴重なご意見・ご提案をいただきました。

新聞報道等で今年秋には大鹿村内で工事開始かと報じられていましたが、今年一年間の最重要課題は言うまでもなくリニア中央新幹線に大鹿村としてどう向き合っていくか、村民の皆様が納得の上でリニアを受け入れる事ができるのか、村としての答えを出すという事です。そのためには私ども議会といたしましても、行政と力を合わせて精力的に村民の皆様のご意見を吸い上げ、正しく民意が反映されるよう尽力するとともに、議決機関として大鹿村の将来に責任を持った意思決定をして参りたいと考えます。

また、当議会は今年四月をもって任期満了となり、統一地方選挙により改選となります。議員それぞれの、四年間の議員活動の総仕上げの年という自覚をもって悔いの残らぬよう努めてまいりますので、よろしくご支援・ご指導くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成26年12月

# 大鹿村議会12月定例会

平成二十六年十二月大鹿村議会定例会が十二月十日から十八日までの九日間の会期で開会されました。今定例会に提案された議案等は、報告一件、付議事件十七件、議員発議三件で、すべて原案どおり可決・承認されました。請願・陳情は陳情二件、要望書三件で、陳情二件は採択となりました。

## 報告

報告第一号 平成二十六年年度定期監査報告について

保育所の入所承認基準に求職活動や就学など新たな要件が加わるものです。  
議案第四号 大鹿村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

## 付議事件

議案第一号 大鹿村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

▼出産育児一時金について、産科医療保障制度分との配分が変わるものです。  
議案第五号 大鹿村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第二号 大鹿村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

▼子ども・子育て支援法が平成二十七年四月に本格施行されますが、その前に各市町村で定めておかななくてはならない条例です。大鹿村は保育所のみで他に該当する事業はありません。  
議案第六号 大鹿村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第三号 大鹿村保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

▼やはり子ども・子育て支援法により

係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第八号 大鹿村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

議案第九号 大鹿村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

▼第三次地方分権一括法による権限移譲に伴う改正や条例の制定です。

議案第十号 平成二十六年大鹿村一般会計補正予算(第四号)について

▼人事院勧告に基づく人件費の補正のほか、秋葉路の増築工事、地域ブランドのロゴマーク制作委託・印刷費、交流センターのトイレ改修などです。

議案第十一号 平成二十六年大鹿村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について

議案第十二号 平成二十六年大鹿村立診療所特別会計補正予算(第三号)について

議案第十三号 平成二十六年大鹿村営水道特別会計補正予算(第三号)について

議案第十四号 平成二十六年大鹿

村介護保険特別会計補正予算(第三号)について

議案第十五号 平成二十五年大鹿村後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)について

議案第十六号 大鹿村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第十七号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

▼人事院勧告による一般職の給与引き上げに準じて、特別職、議員の期末手当を引き上げるものです。

## 陳情・要望書

一、「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書

二、「介護従事者の処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書

▼採択されて意見書を提出。

三、最低制限価格の設定に関する要望書

四、国土交通省告示第十五号の履行に関する要望書

五、耐震診断・耐震改修に関する要望書

▼資料配付のみ。

## 議員発議

**発議第一号** 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

**発議第二号** 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

**発議第三号** 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る意見書の提出について

## 一般質問

○河本明代議員

\*リニア事業説明会を受けて

**質問** リニア事業説明会の説明内容を村長としてどう受け止めたか。村の要望に対して十分な説明がなされ、「理解」できたと考えるか。小浜線の改良、上蔵の小浜川非常口から由井神までの代替ルートへの検討、小浜川橋梁や変電施設の地中化それぞれについて、現時点でのお考えは？

JR東海は評価書に書かれている環境保全措置をきちんと行うので協定は結ばないという言い方を繰り返しているが、評価書の内容では不十分ではないか。事後調査やモニタリング内容の充実、共同調査などを最大限求めていることはもちろんだが、それでも不足

する部分については、県の協力も得る形で独自調査が必要ではないか。

**村長** 求めていた件すべてに回答されたとは思っていない。今後もしっかり説明してもらわないと、私をはじめ住民が「理解」できたとはならないと伝えておいた。

小浜線の改良、代替ルートについては、具体性のない話だった。今後必要な面についてはしっかりと話をし、求めていくべき点は求めていく。

橋梁については、長野県知事と共に環境省、国土交通省まで意見を申し上げてきたが、計画通りの認可となったので、そのように受け止めざるを得ないのではないかと考えている。

変電所については景観上の課題がまだまだあるので、今後もしっかり意見を申し上げていくつもりだ。

それから、環境保全措置等の協定は結ばないと、どこかの説明会でも言っている。不十分だという意見があったことは承知している。ただ、何をどうするのかという具体的な表現がどちらもなかった気がする。ある程度は明確にすることを今後しっかりと研究していく必要があると思っている。

不足する部分というお話については、これから対策委員会をつくり、説明会で出された質問、それに対する回答を

まとめる中で、さらに研究して対応していく必要があると思っている。

**質問** 小浜線の改良前に資材搬入などでどの程度大型車が増えるのかも気になる。想定以上の影響が出た場合の対応なども協定の中に入れる必要があるのではないか。

**村長** 当面はシミュレーションをしつつかり聞いてみる必要がある。四徳大橋の現状については、完全に一車線の状態なので、塗装が済んで足場が外れた段階でどうなるかということもしっかりと見る必要がある。実際にテレビカメラを据えて状況を見ると、交通整理員を置いた場合と信号を置いた場合では全く違う。そんな点もシミュレーションと併せてしっかりと検討する必要があると思う。

\*買い物アンケートについて

**質問** 今春、村民を対象に買い物についての実態アンケート調査が行われたが、集計結果がどうなっているか。まだ公表できる形にまでまとまっているとしても、概要として、どのように予測して、結果どうだったか。商業活性化委員会も一回開催されたけど聞いている。アンケートで明らかになつた実態を基にして、どのような村内商業の活性化施策を描いているか。特に

買い物弱者対策をどのように考えているか。来年から小浜線の改良工事が始まり、その後は大量のダンプリンカーが小浜線を通行することが想定されている。村内商業の活性化や買い物弱者対策は喫緊の課題だ。現時点での考えを伺いたい。

**村長** 本年度当初にアンケートを行った。担当課においては春から秋まで村外でのイベント、外部での宣伝活動等非常に多くあり、なかなか進まなかったのが実態だ。この点については多くの皆さんにおわび申し上げたい。現在、集計はしている。計数的なことは担当課長より説明させていただく。

いずれにしても重要な課題だ。集計により数値で表される面、また非常に多くの意見が寄せられている。個別意見の意味を振り分けるなどして表された考えを判断する中で、今後の方向を見定めていきたいわけだが、住民生活の視点、事業主としての視点、それぞれ考え合わせると相反する面もあり、一致点を探り出すのは困難な面もあるうかと思う。しかしながら、スタートしたわけなので、何らかの方向を見いだしていきたい。

**産業建設課長** 四月に自治会長を通じてお願いしたアンケート結果について概略を報告する。アンケート総数四七

一世帯で二九五世帯の回答、回収率六二%だ。一七の設問をお願いした。主なものの五つについて回答する。

① 買い物場所については、村内での購入者が七〇%、村外での購入者が二三%となっている。② 買い物物に行くときの手段は、村外店舗利用では九三%が自家用車、村内店舗利用では七五%が自家用車、一六%が徒歩だ。③ 買い物をする場合、一番困っていることは、

上位から、品ぞろえが少ない、価格が高い、閉店時間が早い、徒歩で買い物に行けないという回答となっている。④ これからの大鹿村の小売店に何を望むかについては、上位から、品ぞろえ、価格の安さ、品質の良さという回答となっている。⑤ 大鹿村にあつたら利用したいお店は、コンビニが三九%、大型食料品店が二八%となっている。以上が主な回答だ。

今後、村内商店の聴き取り調査を行い、商業活性化検討委員会で検討していただく予定だ。

#### ○北島千良穂議員

##### \*リニア工事への対応について

**質問** リニア中央新幹線は国土交通大臣の認可が下り、間もなく本格的な工事が始まることになるが、村では残土の運搬・搬出などで住民が多大な被害

を被ることになると予想され、村民の多数が受け入れに反対の意向を持っておりと思われる。十一月十日に行われた説明会においては、村民から多くの懸念や反対の意見が出された。この折、JR東海は質問に対し「村民の理解が得られなければ工事の着工はできない」と説明した。また「何をもちて村民の理解を得られたとするのか」との質問に対しては、「村当局、及び対策委員会の意向をもつて判断する」という趣旨の回答をした。そこで、次の四点について伺いたい。

一、対策委員は村民の総意で選出されているものではなく、対策委員会における賛否の意向が村民の総意と言うべきではないと思うが、村長の見解は？  
二、説明会で住民から住民投票をやつてほしいという要望が出たが、終了後の記者の質問に対し、村長は住民投票は行うつもりがないと答えたという報道があった。その真意を伺いたい。  
三、村長は村民の大半の理解をどうやって確認するつもりか。

四、JR東海は村民の大半の理解が得られない状況では着工できないと言いますが、そうはいっても事業は進めたいので、どう歩み寄れるか考えたいとの旨を発言している。結局、国を巻き込んだ工事を止めることはできないとす

ば、村民としていかに有利な条件を引き出すかが重要だと思う。一つの方法として、住民投票を行うなどして広く村民の意向を集約し、その意向をもつてJR東海により譲歩させながら、村にとつて最高に有利な条件を引き出す交渉を進めるべきではないか。

**村長** 対策委員会は「JR東海が計画する生活環境や自然環境への影響対策を実効あるものとするため、前期委員会や住民からの意見に基づき検討を行い、JR東海をはじめ関係機関への協議事項を取りまとめる。また、リニア工事に関わる地域貢献方策など、リニア事業に関し必要な事項を検討する」ものだ。あくまで対策の検討であり、村民の総意とは考えていない。

住民投票については考えていない。以前、合併について住民投票を行ったが、あれは村が主体で決定できる話だ。今回はそういう案件ではない。

住民の理解については、JR東海は「村、議会、対策委員会その他の意見を参考にして」と言っている。私もそのような判断になるかと思う。対策委員会はいろいろな団体の代表等に加わっていたにしている。村民全体の代表者である議会の皆さま方の意見は非常に重たいと考えている。

**質問** 住民投票、あるいはアンケート、

自治会懇談会などの方法はとらないのか。より有利な進め方をするには、もつと住民の意見を多く把握する方法がないかと思うが、いかがか。

**村長** 住民投票は、また村を二分するのかわつた過去のあまりよくない印象があることも、私の判断の中に加味している。今のところ、アンケート等についても考えていない。懇談会等は今後もしっていくつもりだ。いろいろな意見をお聞きする機会はとりたい。

##### \*防犯監視カメラ設置を早急に

**質問** 平成二十三年の六月と十二月に質問しているが、一向に進んでいない。村内の何人かの人からも、また監視カメラを設置できないのかという声もある。最近の幼児誘拐を防犯カメラで犯人を特定し、事件の解決があつた。他にも多くの事件が防犯カメラによって解決している。飯田市でも市内に防犯カメラ設置を進めている。個人のプライバシーについての心配をするかもしれないが、撮影された記録は機械の中に保存されるもので、公表するものではない。大鹿村では人を監視するのではなく、事件があつたときに村外に逃走する車のナンバーを撮影して、事件への協力をするこつでよいと考えるが、いかがか。

設置費用についても、格安で一流メーカー並みの工事ができる会社もある。リニア工事でも間もなく始まるうとして、安全・安心の生活ができる村のために、防犯カメラの設置を考えていただきたい。

**村長** この件については先般行政評価委員会の中でも指摘を受けた。前回は、多額の費用が想定される、費用対効果などの疑問点があるという答弁をさせていただいた。その後、村の基本計画にも掲載し、担当課で他町村の現地調査等を行い検討した。やはり相当額の費用が必要ということで現在に至っている。いろいろな情報を集める中で、費用面で対処可能かと思われる事例が見られるので、再度研究を進めていきたい。

**総務課長** 防犯カメラを設置するとすると、一つのシステムとして二〇〇万、三〇〇万というような高価なものになってくる。最近それよりも安価な提案もあるが、撮影した画像を役場で管理しようとする、それなりの費用がかかる。防犯委員会や行政評価委員会でも防犯カメラの設置は必要という意見があるが、以前視察した南牧村では一台数千円もするような農作業用の機械が盗まれるため防犯カメラを設置したという経緯がある。

設置するとしたら、あくまで公共施設の防犯対策という位置付けで設置したい。またまたここに道路を通る車が写っていたという形の設置を考えている。費用はもちろんだが、設置する場所や、効果的な撮影ができるか、効果的な画像管理ができるかをよく検証して、条件等がクリアできれば、来年度予算等に提案したい。

#### ○松下隆夫議員

**\*村有林と私有林との境界確認と公有財産としての後世への継承について**

**質問** 大鹿村は東西一六キロ、南北二八キロの膨大な面積で、農耕地の少ない典型的な山村である。総面積は二四八・三五平方キロメートルに及び、森林、原野等が九〇％余で、耕地はわずかに一％くらいである。森林の面積が二万三七〇〇ヘクタール余で、あとは国有林、県有林、部分林、私有林などとなっている。私はこの件について七、八年前に質問させていただいたことがあるが、その後どのように村私の境についての確認がなされているか。

大鹿村にとって村有林は貴重な財産であり、後世に継承していく上には正確な確認をして伝えていかなければならない。現状をお伺いしたい。

**村長** 大鹿村の村有林は広大で、その

境界はさらに莫大な延長となっていく。過去にはこの広大な村有林によって生計を立ててこられた方々は相当大勢いる。その方々は村の将来を思って、汗水を流していただいた。現在の私たちもこの財産を将来にわたって引き継ぐべきと考えて、間伐等、また補助事業等を取り入れる中で、取り組みをしているつもりだ。

村有林の境界の確認については、最近木材価格低迷等いろいろあり、境界論議や境界確認の申し出等が非常に少ないのが現状だ。ごく最近では、青木川上流方面で、地籍調査事業により境界の再確認が、林務委員立ち会いのもと実施されている。県林業公社などに村は相当の造林の委託をしており、その際かなりのものが確認されている。それから村有林の造林時に確認されており、林相の差である程度明らかになっている部分はある。ただ、境界査定が済んでいない不明確な箇所はまだまだあるかと思っている。

周辺の土地の所有者の状況を知る方々のヒアリングを行う中で、林務委員立ち会いのもと、双方納得のいく決定をしていくという今までの方法が継承されるかと思っている。

**質問** 境界については全般にわたっての確認はされていないという現状だが、

現在確認するにも、よく知っている人が少ない。昔は職員がよく山の見回りをしたが、近ごろは見回りをしているところを見たことがない。職員の山の見回り、林務委員等の職務等について、どのようにお考えか。

**村長** 材価の低迷により山に対する関心が全体的に下がっているのは事実かと思う。過去には林務関係のみでも二、三人の職員が携わっていたが、現在は農林係と農も林も兼ねる形になっており、なかなか職員が山を見回ることにはできなくなっているのが実情だ。しかし、間伐事業や森林造成事業は山に入り測量等しなければいけないはずなので、その部分については入っているのではないかと思っている。

林務委員については、村有林の造林計画や現状などについては、委員会を開いて説明させていただいている。境界についても、必要があれば立ち会いをしていただいている。

#### \*名所・史跡等の維持管理について

**質問** 大鹿村には宗良親王由来の地として数多くの伝統ある名所・史跡が存在している。中でも二四〇年以上伝承されてきた大鹿歌舞伎は国の選択無形民俗文化財に指定され、今や大鹿の伝統芸能として継承されている。このた

び秋葉古道歩き隊によって、伊那坂東三十三番札所巡りについての冊子が出来上がった。

しかし、大鹿村にはまだまだたくさん史跡がある。文化財の指定は受けていないが、十王像があり、沢戸の橋から釜沢まで三十三番の石仏がある。

十王像は幾つかの集落に祀られているが、護持に努め管理していくことは人口減少と高齢化によって大変支障が生じてきている。現在この史跡の例大祭など行っているのは釜沢集落のみだ。

こういう現状の中で、村長としてこれを護持していくにはどうしていったらいいかというお考えを伺いたい。

**村長** ご指摘のとおり村内には多くの史跡や古くからの生活のよりどころとしての祭りが伝えられ、また言い伝えられていく。それらに関する祠など、各地に存在していることも承知している。人間生活が非常に発展してきて、大鹿村などは人が減り、全体的に心よりの物の豊かさに追われる時代になっている。現在ではないかと思う。徐々に文化等が廃れて継承されにくくなっていくのは非常に寂しく感じている。こんな中で秋葉古道歩き隊の皆さんの古道の復活、札所巡りの調査、冊子の発行などの活動は大変ありがたく感謝申し上げます。

村の文化財指定がなされていけば、幾分なりとも記録が残されていくと思うが、それ以外となかなか難しい。歴史や文化の面なので、教育委員会の考え方も大事かと思う。それに

いて教育長からも考えを申し上げる。

**教育長** 現在、大鹿村には指定文化財が二八件存在している。内訳は国指定が三件、国の登録が二件、国の選択が一件、県指定が一件、村指定が二一件ある。指定文化財については『大鹿村誌』

下巻に詳しく記録されている。また有形文化財である石造文化財については『大鹿村石造文化財』に記録されている。指定以外にも村内には数多くの文化遺産があるが、教育委員会としてすべて把握するに至っていない。

十王像については、平成四年一月二十日に釜沢の宇佐八幡神社で行われた「おふだん」行事を写真で記録して、教育委員会で保管している。

ご指摘のように各集落で維持・伝承してきた文化財や郷土芸能、年中行事を守っていくのが、高齢化や人口減少などで困難な時代になってきた。文化遺産の保存伝承にはその地域の住民が活動の主体となる必要があるが、一つの集落では保存伝承が難しいところも出てくると思うので、今後、文化遺産の所有者や地域住民による従来の保護

活動も継続していきながら、文化遺産に関心を持つ多くの住民の参画を得るなど、全村的に文化財を保存・活用する仕組みづくりができないか、教育委員会でご研究したい。

教育委員会としては、文化財調査委員会と連携して、指定以外の文化遺産を把握して、所在の確認と写真等詳しい記録の保存をしていきたい。

**質問** 中川前村長が歴史のことなどを詳しく話しているが、今後それらをしっかり記録に残して、将来へ伝えていくようにしていただきたい。

近ごろ史跡を訪ねて来村される方が非常に多くなってきている。今後大鹿村としても、史跡巡りコースなどと銘打って、来村される方を一人でも多くして村をにぎやかにしていただくことを願っている。

**村長** 非常に大事なことかと思う。自身、歴史について興味の薄いところがあるので、認識を新たにし、今後そんな取り組みもしていきたい。

#### ○矢澤正議員

#### \*大鹿村畜産経営振興基金について

**質問** 畜産農家も現在五件だ。その中で動きもあまりないようだ。できればこれを大鹿村の農業振興基金という形にすることができないか。Ｉターンの

方も増えている。新規就農者に対しては補助金もあるが、その後の縛りがいろいろあって、なかなか手を挙げる人がいないという話も聞いた。ぜひ考えていただきたい。

**村長** 大鹿村畜産経営振興基金については、「畜産振興を図り経営の向上安定に資する」という目的で条例が定められている。現在も活用されているので、変更等は考えられない。

質問後段について、産業建設課の方でいろいろな制度等があるので、現在考えられる資金等について担当課長より案内させていただく。

**産業建設課長** 農業制度資金については県の農業近代化資金、日本政策金融公庫資金があり、施設、機械の整備、運転資金ということで利用できる。申請に当たっては認定農業者等細かい要件があるので、詳しくは担当までご相談いただきたい。

**質問** 認定農業者が出てしまつと、なかなかそこにたどり着けない。何か新しい形の資金をつくって農業者を増やすことを考えられないか。

**村長** 金融機関を通してそれなりの審査を受けないと、村としても貸付を直接することはなかなかできない。研究はしてみるが、今の金融制度を大幅に超越するようなものは考えにくい。